

食 品 安 全 委 員 会 第 171 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 18 年 12 月 14 日 (木) 14:00 ~ 14:39

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関
からの説明について

・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正(ポリエチレンテレフタレート)
について

(厚生労働省からの説明)

(2) 添加物専門調査会における審議状況について

・「次亜塩素酸水」に関する意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・動物用医薬品 フルニキシメグルミンを有効成分とする製造用原体
(バナミン) 及び馬の消炎鎮痛剤 (バナミン注射液 5 %) の再審査に係る
食品健康影響評価について

・動物用医薬品 ケラチナーゼを有効成分とする洗浄剤 (プリオザイム) に
係る食品健康影響評価について

(4) 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項について

(5) リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項について

(6) その他

4 . 出 席 者

(委員)

見上委員長代理、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、本間委員

(説明者)

厚生労働省 松田基準審査課長

(事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勤告広報課長
境情報・緊急時対応課長、永田リスクコミュニケーション官、中山評価調整官

5. 配布資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について意見を求めたことに取り下げについて
及び食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 食品衛生法第 18 条第 1 項の規定に基づく乳及び乳製品の容器包装の
規格基準改正に係る食品健康影響評価について
(ポリエチレンテレフタレートの追加)
- 資料 2 添加物専門調査会における審議状況について
- 資料 3 - 1 動物用医薬品の再審査に係る食品健康影響評価について
- 資料 3 - 2 動物用医薬品に係る食品健康影響評価について
- 資料 4 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項(案)
- 資料 5 リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項(案)

6. 議事内容

○見上委員長代理 それでは、ただ今から「食品安全委員会」第 171 回会合を開催いたします。

本日は寺田委員長が欠席されていますので、委員長代理の私が司会進行を務めさせていただきます。

本日は 6 名の委員が出席です。また、厚生労働省から松田基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料に「食品安全委員会(第 171 回会合)議事次第」がございますので、御覧いただきたいと思います。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 7 点でございます。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について意見を求めたことに取り下げについて及び食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2 が「食品衛生法第 18 条第 1 項の規定に基づく乳及び乳製品の容器包装の規格基準改正に係る食品健康影響評価について(ポリエチレンテレフタレートの追加)」。

資料 2 が「添加物専門調査会における審議状況について」。

資料３－１が「動物用医薬品の再審査に係る食品健康影響評価について」。

資料３－２が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価について」。

資料４が「企画専門調査会における当面調査審議を求める事項（案）」。

資料５が「リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項（案）」
でございます。不足の資料等ございませんでしょうか。

それでは、議題に入らせていただきます。

「食品安全基本法第２４条に基づいて委員会に意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

資料１－１にありますとおり、１２月１１日付けで厚生労働大臣から「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正について」、１１月１３日付けの食品健康影響評価要請の取り下げと、改めての評価要請がありました。厚生労働省の松田基準審査課長、よろしくお願いいたします。

○松田基準審査課長　それでは、簡単に御説明申し上げます。

この乳等に、容器包装としてポリエチレンテレフタレートを使用することについては、先月１３日付けで「食品安全委員会」に意見をお願いしたところでございます。資料１－１を見ていただきたいと思いますと思うんですが、ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂を追加することという形で諮問させていただいたところでございます。

実はここにつきまして、私どもの方のミスでございまして、もともと私どもとしては、ポリエチレンテレフタレートについては、単一樹脂のものを想定して健康影響評価を依頼するつもりであったわけですが、ポリエチレンテレフタレートを主成分とするということになりますと、外との、コポリマーも読めるという文章になっております。そこは私どもの方もそういう趣旨ではありませんし、今回提出させていただく資料も、単一の樹脂で考えておりましたので、今回改めて評価をお願いするという文章は、何々を主成分とするところを除かせていただいて、ポリエチレンテレフタレートを追加するという表現にさせていただいたものでございます。

併せて資料１－２も、前回の委員会で御説明申し上げた資料と全く同じでございますが、主成分とするところを抜かさせていただいた資料でございます。

以上です。

○見上委員長代理　どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらどうぞ。

よろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは、本件につきましては、器具・容器包装専門調査会において審議することといたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「添加物専門調査会における審議状況について」でございます。次亜塩素酸水につきましては、専門調査会から意見情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明をお願いします。

○ 國枝評価課長 それでは、資料2を御覧いただきたいと思います。「添加物専門調査会における審議状況」ということでございますが、厚生労働省から意見を求められました次亜塩素酸水の成分規格解析に関する食品健康影響評価につきましては、添加物専門調査会において審議され、結果が取りまとめられました。本日御了解をいただきましたら、委員会の終了後から1月12日までの30日間、国民への意見情報の募集を行いたいと考えております。

1ページに「審議の経緯」等の記載がございます。

2ページ、審議結果案でございますが、次亜塩素酸水は殺菌料の一種ということで、塩酸又は食塩水等を電解することにより得られる次亜塩素酸を主成分とする水溶液でございます。

我が国では平成14年6月に食品添加物として指定されておりまして、現行の成分規格では次亜塩素酸水には強酸性の次亜塩素酸水と微酸性次亜塩素酸水がございます。

同様のハロゲン系の殺菌料としては、次亜塩素酸ナトリウムが昭和25年、高度サラン粉が昭和34年に食品添加物として指定をされております。

名称でございますけれども、次亜塩素酸水ということで、別名を電解水と言う。

化学式はそこに記載のとおりです。

存在状態としては、pHに依存しまして、その存在状態が異なることが知られておりまして、pHが高くなるにつれ塩素ガス、次亜塩素酸、次亜塩素酸イオンという形で存在状態が変化することが知られておりまして、下に記載のあるものは、その存在比をpHの変更に従って加えた場合に、その存在比が示されたものでございます。

3ページ、現在の基準でございますけれども、現在の基準は、その成分規格の概要にございますが、種類として強酸性の次亜塩素酸水と微酸性の次亜塩素酸水ということで、定義、含量、pHがそこに記載のとおりとなっております。

「使用基準」としては、次亜塩素酸水は最終食品の完成前に除去しなければならないと

されておりまして、また、課長通知において使用後食品を飲用適の水で十分水洗することとされておるものでございます。

今回申請された次亜塩素酸水の概要でございますけれども、2つございまして、1つは、一応申請者の命名したものでございますが、微酸性の次亜塩素酸水としては、その製法に記載にある製法、含量、pHが記載のとおりでございます。

もう一つは、弱酸性の次亜塩素酸水ということで、同じく製法、含量、pHはそこに記載のとおりでございます。

「使用基準」については、先ほど御説明したようなことで変更なしというふうに聞いております。

4ページ「食品処理時の食品への塩素の残留等」ということで、まず「塩素の残留」でございすけれども、微酸性の次亜塩素酸水については、ホウレンソウを10分間侵漬処理し、その後すすぎ洗いをするという形をしたものについて、食品分析法2000の次亜塩素酸塩類に準じて試験を行った結果、有効塩素は検出されなかったということでございます。検出限界は0.5mg/Kg。

弱酸性の次亜塩素酸水でございますけれども、これについては、キュウリ、キャベツを使って、そこに記載のような形で流水で約2分間水洗・水切りした後、弱酸性の次亜塩素酸水に侵漬し、ときどきかき混ぜながら10分間洗浄処理。水切りした直後及び5分間の野菜試料について、分析試料として分析を行った。

なお、水道水でのすすぎ洗い等の処理は行っていないということでございますが、残留塩素は検出されなかったとなっております。

次に、トリハロメタンの生成でございますけれども、これらについても、微酸性の次亜塩素酸水、それから、弱酸性の次亜塩素酸水についても、行われております。4ページの下から5ページでございす。

そこに記載のとおりでございますまして、まず、微酸性の次亜塩素酸水につきましては、5ページの上の方になりますが、これを処理した食品中のトリハロメタン量というのは、水道水の約4分の1ということで、次亜塩素酸ナトリウム処理と比較しても低い値を示しておりますことから、食品中のトリハロメタンの残留量は低いと考えられております。

それから、トリハロメタンを除去した水道水で生成した微酸性の次亜塩素酸水中のトリハロメタンの生成量を調べておりますが、これについては、水道水により生成されたトリハロメタン生成量に比べても少ない量であることから、微酸性の次亜塩素酸水の生成におけるトリハロメタンの生成量は水道水に含まれるトリハロメタンに左右されるものと考え

られております。

いずれの水溶液で殺菌処理したものも、食品中から有効塩素は検出されなかったとされております。

弱酸性の次亜塩素酸水についても、原水を水道水としたものと、超純水を用いて検討が行われておりまして、5ページの真ん中になりますけれども、まず弱酸性次亜塩素酸水で処理したキャベツからは、トリハロメタンは検出されなかった。

水道水からは0.01mg/L、原水を水道水とした弱酸性次亜塩素酸水からは0.017mg/Kgのトリハロメタンが検出されておりますけれども、原水を超純水とした弱酸性の次亜塩素酸水からは検出されなかったことから、トリハロメタンの生成は電解によるものではなくて、原水を水道水としたことによる、水道水由来のトリハロメタンが残存したためと考えられております。

次に「ラジカルの生成」についても、その可能性の検討ということで、アスコルビン酸を指標としまして検討が行われておりますが、これは論文による検討でございますけれども、そこに書いてございますとおり、これにつきましても、問題はないと考えられております。6ページ、真ん中辺になりますけれども、「安全性」の関係ですが、微酸性の次亜塩素酸水につきましては「急性毒性」、「遺伝毒性」、「細胞毒性」、「刺激性及び感作性」、「その他」ということで検討が行われておりますが、特に問題となるようなことはございません。7ページ真ん中辺になりますけれども、弱酸性の次亜塩素酸水につきましては、現在食品添加物として使用されている強酸性の次亜塩素酸水、次亜塩素酸ナトリウム、高度サラシ粉等に含まれるものとほぼ同じということで、又、使用後の残留性もないということで、申請者は安全性に問題はないと考えられております。

「その他」ということで、平成14年6月に添加物として指定されておるわけでございますけれども、次亜塩素酸水の安全性に関して問題となるような知見は得られていないとされております。

「評価結果」としましては、今回、食品健康影響評価を求められた2種類の次亜塩素酸水は、使用後、最終食品の完成前に除去される場合、安全性に懸念がないと考えられるとされております。

以上でございます。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

○本間委員 2ページの「3.名称等」というところでありますけれども、ささやかなことをお尋ねしますが、別名と書いてございますね。この別名というのは、例えば名称のときに、これをそのまま電解水と書いて通用するという意味での別名ですか。

○國枝評価課長 もう一度確認精査してみたいと思いますけれども、この別名は厚生労働省から提出された申請者からの資料の中のを引用したということで、実際には「はじめに」のところにもございますけれども、製造方法が電気分解をするということで生成をするということで付けられたものだと思いますが、別名というのが確実な別名なのか、それとも通称なのか、確認させていただきたいと思います。

あと、中の文章についても、若干、その部分について使われている部分がございますので、どちらが正確かも確認しておきたいと思います。

○本間委員 もう一つ、5ページですが、アスコルビン酸の含量が野菜の処理前後で変わらなかったということにおいてラジカルが発生していないということですね。

○國枝評価課長 審議の中で、1つはトリハロメタン、もう一つはラジカルの生成について、問題がないかという御議論がありまして、ラジカルの生成については、それをどういった形でとらえるのがいいのかという話がありまして、アスコルビン酸を使いました。今、本間先生からお話がありましたように、アスコルビン酸を指標にしたところ、問題となるほどのラジカルの生成というのではないだろうという結論になったというふうにいたしております。

○本間委員 もし残存があった場合、そのものは廃棄になるわけですか。

○國枝評価課長 食品衛生法上は一応使用基準のところでは、除去しなければならないという形になっておりますので、残っておればもちろん、食品衛生法上の問題があるということで、廃棄というか、少なくとも流通・販売をすることはできないということになると思います。

○本間委員 分かりました。

○見上委員長代理 よろしいですか。どうもありがとうございました。その外ございませんか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見情報の募集手続に入ることといたします。

次の議題「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

「動物用医薬品フルニキシメグルミンを有効成分とする製造用原体（パナミン）及び馬の消炎鎮痛剤（パナミン注射液5%）の再審査に係る食品健康影響評価について」及び「動物用医薬品ケラチナーゼを有効成分とする洗浄剤（ブリオザイム）に係る食品健康影

響評価について」は、専門調査会における審議、意見情報の募集の手続を終了いたしておりますので、事務局から説明願います。

まず初めに「動物用医薬品フルニキシメグルミンを有効成分とする製造用原体（パナミン）及び馬の消炎鎮痛剤（パナミン注射液 5 %）の再審査に係る食品健康影響評価について」説明をお願いいたします。

○ 國枝評価課長 資料 3 - 1 を御覧いただきたいと思います。

フルニキシメグルミンを有効成分とする製造用原体（パナミン）及び馬の消炎鎮痛剤（パナミン注射液 5 %）の再審査に係る食品健康影響評価についての結果でございます。

2 ページ目「審議の経緯」ということになります。これについては再評価に関わるものということになりますが、7 月 18 日には厚生労働省の方から 24 条の 2 項ということで、ポジティブリスト関連のリスク評価依頼も来ているものでございます。本年 12 月 1 日まで国民からの意見情報の募集を行っております。

一番最後のページに「参考」が書いてございます。

国民からの御意見情報の募集でございますけれども、特にございませんでした。したがって、左のところに正誤表ということで若干修正がございますが、その修正をしたものについて確定をさせていただければと考えております。

3 ページ、既に食品健康影響評価については、前回詳細に御説明しておりますので、簡単に要点だけ申し上げます。

3 ページの一番下でございますけれども、「再審査に係る食品健康影響評価について」ということですが、上記のように承認時から再審査調査期間中にこれまで把握されていなかった新たな副作用報告、安全性を懸念させる研究報告は認められておらず、提出された資料の範囲において、当製剤に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる。

しかしながら、本性剤が馬の静脈内に投与されること、日本において詳細な毒性の評価は実施されていないことから、フルニキシンの ADI 設定については別添のとおりということで評価を実施しております。

フルニキシンの食品健康影響評価については、ADI として次の値を採用することが適当と考えられるということで、フルニキン 0.0098mg/Kg 体重/日でございます。

以上でございます。

○ 見上委員長代理 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、フルニキシンの1日摂取許容量を0.0098mg/Kg 体重/日と決定するということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして「動物用医薬品 ケラチナーゼを有効成分とする洗浄剤（プリオザイム）に係る食品健康影響評価について」御説明願います。

○國枝評価課長 それでは、資料3-2を御覧いただきたいと思います。

農林水産大臣、厚生労働大臣から意見を求められました「ケラチナーゼを有効成分とする洗浄剤（プリオザイム）に係る食品健康影響評価」の件でございます。

1ページ目に「審議の経緯」はそこに記載のとおりということで、本年11月9日から12月8日まで国民の意見情報の募集が行われております。

最後のページになりますが、国民からの御意見情報はございません。

したがって、左側の正誤表に一部訂正がございますが、それを修正させていただいた上で確定させていただきたいと思います。

前回食品健康影響評価（案）については詳細を御説明しておりますので、簡単に6ページについて概略だけ御説明したいと思っております。

プリオザイムはケラチナーゼを主剤とする酵素製剤ということで、その有効性は「牛海綿状脳症由来の異常プリオンタンパク質の汚染除去」である。有効性の検証としては、マウススクレイピープリオン Obihiro 株の酵素的加水分解をウエスタンブロット法で確認する手法により実施されておるもので、プリオンの感染性の失活の検証に多用されているマウスによるバイオアッセイは含まれていません。しかしながら、本剤の用途は通常のと畜処理に使用される器具等の洗浄であり、意見聴取の趣旨が製剤に含有される成分が食品を介してヒトの健康に与える影響の評価であることから、本剤が適切に使用される場合について、酵素剤、あるいは緩衝剤の成分が食品に付着し、ヒトが摂取した場合に関する評価を行った。

プリオザイムは主剤の外に酵素剤中に結合剤、賦形剤、着色剤、それから緩衝剤中には無機塩類等の緩衝剤、流動化剤、賦形剤、着色剤などが使用されておりますが、いずれも国内外で食品添加物に使用されているものや、食品成分そのものであり、用法に規定された使用量も微量である。さらに、使用上の注意において、洗浄後の器具の水洗が規定され

ており、添加剤等が物性からこの水洗によって容易に除去されと考えられ、適切に使用される限りにおいて、ヒトが食品を通じてこれらの物質を摂取する可能性はほとんどないと考えられる。

それから、主剤であるケラチナーゼについてですけれども、急性毒性試験、亜急性毒性試験、眼刺激性試験、皮膚刺激性試験、皮膚感作性試験が実施されておりますが、急性毒性試験及び刺激性、感作性試験に示された結果は、他のサチライシンの例と大きな差はなく、特に本ケラチナーゼに特異的あるいは顕著に強いと考えられる影響は認められていなかった。

亜急性毒性試験で認められた影響は、1 g/Kg 体重/日の投与で、血液生化学的検査と尿比重に軽度な変化が認められたのみで、これについても関連する臓器の剖検では特段の影響は認められていません。

それから、器具に対するケラチナーゼの残留性については、メスを用いた試験が実施されており、使用上の注意にある洗浄後の水洗によって検出限界以下に除去されることが示されております。

用法・用量及び使用上の注意を遵守する限り、ケラチナーゼや添加剤等がメス等に残留し、食品を汚染することはほとんどないものと考えられる。

これらのことを総合的に考慮すれば、ケラチナーゼを有効成分とする洗浄剤（プリオザイム）については、適切に使用される限りにおいて、製剤に含有される成分が食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

以上です。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容及び記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞよろしく願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、動物医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、ケラチナーゼを主成分とする洗浄剤（プリオザイム）については、適切に使用される限りにおいて、製剤に含有される成分が食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項について」、事務局から説明願います。

○ 小木津総務課長 それでは、資料４に基づきまして「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項」についてお諮りしたいと思います。

資料の中ほどに書いてございますが、平成 18 年度の運営計画、食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項のフォローアップと、平成 19 年度食品安全委員会運営計画の審議につきまして、企画専門調査会で御審議いただく予定になっておりますので、この件につきまして、当面調査審議を求めるということとさせていただきようお諮りいたします。

○ 見上委員長代理 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、何か御意見、御質問ございますか。よろしいですね。

それでは、提案のあった事項について、企画専門調査会において調査審議をお願いしたいと思います。

次の議題に移らせていただきます。

「リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項について」、事務局から説明願います。

○ 永田リスクコミュニケーション官 それでは、お手元の資料５に基づきまして、御説明申し上げます。リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項についてお諮りをしたいと思います。

先般、11 月 16 日の第 168 回の食品安全委員会で決定されました「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」の中で、裏のページにございますが、今後検討すべき内容として５点「リスクコミュニケーションの検証」、「審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方」、「地方自治体との協力」、「諸外国との連携」、「食育」、この５点でございますが、今後検討すべき内容として掲げられたことも踏まえまして、リスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開について議論をし、意見を取りまとめていただきたいということでございます。

○ 見上委員長代理 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願います。

○ 野村委員 現実の問題として、生活の上ではどうしてもリスク評価、結果と人々のリスクに対する認知というか認識がずれてしまうことが多いと思います。そのままでは食品安全行政の効果というのはあまり上がりませんので、大変進んでいるいろんなリスク評価を生かす上でも、このリスク認知をリスク評価に近づけることが今後必要になります。その

ためには、リスクコミュニケーションがこれからかなり重要になると私は認識しております。

リスクコミュニケーションに当たっては、双方向性の情報の伝達ということが言われるわけですが、これはなかなか難しいテーマであります。そこで今回、リスクコミュニケーションの検証を行うなど、今回の専門調査会でのテーマとしていただき、非常に重要なテーマになると思いますので、審議をしていただいて、また、食品安全行政の方にも生かしていただきたいと思います。と思っています。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。事務局、この件よろしく願います。

○小泉委員 恐らく同じようなことを私も言いたかったのですが、リスクコミュニケーション専門調査会においてよく議論していただいたんですが、その中でこの5つの課題が上がってまいりました。

私、考えますのに、リスクコミュニケーションという言葉は今おっしゃったように、まだまだ周知されていないところがありますので、そうは言いながら、この食品安全委員会にとって非常に重要な課題だと思っています。

このようなものがありますよというだけでなく、実際にはこの5つの課題について、どういうふうに審議するのか、グループに分かれている議論するのか、そういったことについて、やはり専門調査会の専門委員の先生方が中心になって、より積極的に審議をしていただければなと私は思います。

もう一点ですが、2番目の「審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方」ですけれども、前回のリスコミ調査会の時にも申し上げましたけれども、E F S Aなどでは、科学的な審議は非公開でもいいんじゃないかということもありますが、我が国では「食品安全委員会」が発足した経緯から考えますと、透明性の確保というのは非常に重要ではないかと思いますので、その辺を十分に、その理念を大切にいただいて、この2番目については審議をしていただければと存じます。

以上です。

○見上委員長代理 外にございませんか。

○野村委員 今、小泉委員がおっしゃったことに全く同感なんです。リスクコミュニケーションにおいては、情報の空白が非常に危険なことです。デマが飛びかってそれが独り歩きしてしまうということもありますので、透明性の確保と並んで、情報の空白をいかに避けていくか取り組むべきだと思います。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。それでは、御提案のあった事項につきまして、リスクコミュニケーション専門調査会において、十分調査審議をお願いいたしたいと思います。

その外に議事がありますか。

○小木津総務課長 特にございません。

○見上委員長代理 それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。以上をもちまして、第 171 回食品安全委員会会合を閉会いたします。次回の委員会につきましては、12 月 21 日木曜日、14 時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

なお、明日 15 日金曜日 14 時から、動物用医薬品専門調査会が公開で開催。

来週 18 日月曜日、14 時から遺伝子組替え食品等専門調査会が非公開で開催。

19 日火曜日 10 時から、器具・容器包装専門調査会が公開で開催。14 時から添加物専門調査会が公開で開催。

21 日木曜日 10 時から、肥料・飼料専門調査会が公開で、同 11 時から非公開で開催される予定となっております。

本日はどうもありがとうございました。これで終わりにいたします。